

山形県立 鶴岡北高等学校 運動部活動方針

1 鶴岡北高校運動部活動基本方針

- 本校における部活動は、知・徳・体の調和のとれた、気品ある澁刺とした人間を育成することを目的とする。そのために「学校教育」の運動部活動としての意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで、バランスのとれた心身の成長と、豊かな人間関係を築くことができるように支援する。

2 運動部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- 平日：1日以上
- 週休日：1日以上

※5に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度

※5に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- 定期考査1週間前は部活動休止日とする。
- 課題テストの前日は部活動休止日とする。
- その他の部活動休止日は、年間行事計画によるものとする。
- 目標とする大会（県大会以上の大会）前は、特別強化期間として休養日を週1日として練習を設定することができる。（その他にも、時間延長ができる）その場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

3 大会参加、県外遠征等について

- 泊を伴う県外遠征を計画する場合は、「派遣願い」の①緊急連絡先、②宿舎情報、③費用（個人負担）の概算の欄を記入する。

4 年間計画及び活動実績について

- 運動部顧問は、その年の部登録の日までに年間の活動計画を作成して提出する。
- 運動部顧問は、毎月5日までに教頭に活動実績を提出する。

5 強化指定部

- 県大会で上位入賞を目指す部活動は、強化指定部の希望を申請することができる。
- 強化指定を受けたい部活動は、部活動運営委員会事務局（生徒保健課部活動担当）に、前年度最後の職員会議までに「強化指定申請願」を提出する。
なお、顧問の変更や、コーチの変更などに伴って、指定希望を取り下げるときは、年間計画の提出時に、「強化指定取り下げ願」を提出する。

6 その他

- 部活動検討委員会は、教頭、生徒保健課長、教務課長、生徒保健課（生徒会担当）生徒保健課（部活動担当）、運動部顧問代表、文化部顧問代表、保健体育科代表で構成する。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日：2019年3月28日